

事務連絡  
令和4年6月3日

各 都道府県 保育主管部（局）  
指定都市 認可外保育施設主管部（局） 御中  
中核市 認定こども園主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）  
内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生し臨時休園等になった  
場合の報告について

日頃より、保育施策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

保育所等において新型コロナウイルス陽性者が発生した場合や、休園した場合については、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日）等で、保育課等まで御連絡いただくようお願いしているところですが、今般、適時報告いただいている保育所等での感染者数や休園状況に関する報告内容について、簡素化を図るとともに、報告ルート等について再整理させていただくこととしました。

本見直しは令和4年6月13日から適用することとしますので、別紙の報告の方法を参照いただき、別添の調査票の提出に御協力いただきますようお願いいたします。

本見直しに関する内容について御了知いただくとともに、都道府県の保育主管部局におかれては、管下の市区町村に周知していただくようお願いいたします。

なお、御提出いただいた休園情報については、適宜集計の上、厚生労働省等のホームページにこれまでどおり掲載いたします。

○本件についての問い合わせ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03 - 5253 - 1111 (内線4854)

FAX : 03 - 3595 - 2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03 - 5253 - 1111 (内線4838)

FAX : 03 - 3595 - 2313

E-mail : [ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp)

(認定こども園について)

内閣府子ども・子育て本部参事官付 (認定こども園担当)

TEL : 03 - 6257 - 3095

FAX : 03 - 3581 - 2521

E-mail : [kodomokosodatelkai@cao.go.jp](mailto:kodomokosodatelkai@cao.go.jp)

(企業主導型保育施設について)

内閣府子ども・子育て本部企業主導型保育事業等担当室

TEL : 03 - 6257 - 1697

FAX : 03 - 3501 - 6501

E-mail : [kigyuu.kosodate.s7r@cao.go.jp](mailto:kigyuu.kosodate.s7r@cao.go.jp)

## 報告の方法

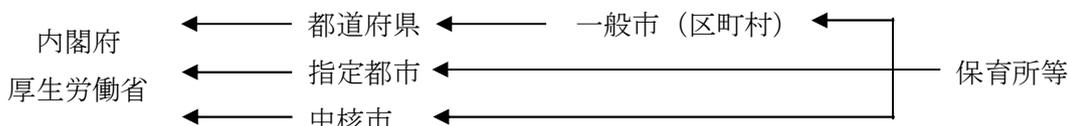
### 1. 報告の対象、系統、方法、及び手順

#### (1) 報告の対象（保育所等の定義）

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、認可保育所、地域型保育事業所、へき地保育所、認可外保育施設（へき地保育所及び企業主導型保育事業を除く）、企業主導型保育事業

注) これまでの取扱いから変更ありません

#### (2) 報告の系統



注) これまで一部の一般市より直接厚生労働省等に報告をいただいていたが、都道府県において取りまとめていただく運用に統一させていただきます

#### (3) 報告の方法

調査票のやりとりは、電子メールにより行います。

注) これまでの取扱いから変更ありません

#### (4) 報告の手順

<一般市（区町村）の場合>

① 保育所等は臨時休園となった場合（予定も含む）に、所在する市区町村に報告。

② 各市区町村は、①の報告を受けたら、調査票に必要な事項を入力し、毎週火曜日までに、電子メールで取りまとめて、都道府県に提出。

※休園予定の園の取扱いについては、休園予定日を登録することとし、以降その予定に変更があったとしても、都道府県への修正報告等は必要ない。休園予定のところ休園を見送った等、実際の休園施設数に影響がある場合に限り、都道府県に対して追加の報告を行うこと。

③ 都道府県は、各市区町村から提出された調査票を、同様式調査票の入力欄にコピー＆ペーストするなどして、一つのファイルとして取りまとめ、②と同じ週の毎週木曜日 14 時までに電子メールで下記の提出先に提出。

注) なお、期日までに提出が無いものは該当なしとして取り扱うこととし、期日までの提出を優先すること。また、期日後に提出があったものについては、翌週の報告

に回すこととし、追加で国に報告する必要はないこと。

<指定都市・中核市の場合>

- ① 保育所等は臨時休園となった場合（予定も含む）に、所在する指定都市、中核市に報告。
- ② 指定都市・中核市は、①の報告を受けたら、調査票に必要事項を入力し、一つのファイルとして取りまとめ、毎週木曜日 14 時までに電子メールで都道府県を経由せずに下記の提出先にへ提出。

注) これまで、臨時休園を行わない場合でも保育所等で感染者が発生した場合には報告をいただいていたが、今後は臨時休園する場合のみの報告とし、臨時休園しない場合の感染者等に関する報告は不要です。

また、これまで一部の一般市（区町村）より直接厚生労働省等に報告をいただいていたが、都道府県において取りまとめていただく運用に統一させていただきます

## 2. 調査票の提出頻度及び提出方法

提出頻度：毎週一回とする。

提出方法：電子メールにて、次の4つのアドレス（全ての部署）へ提出

- ・内閣府子ども・子育て本部 認定こども園担当  
([kodomokosodateikai@cao.go.jp](mailto:kodomokosodateikai@cao.go.jp))
- ・内閣府子ども・子育て本部 企業主導型保育事業等担当室  
([kigyou.kosodate.s7r@cao.go.jp](mailto:kigyou.kosodate.s7r@cao.go.jp))
- ・厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
([ninkagaihoiku@mhlw.go.jp](mailto:ninkagaihoiku@mhlw.go.jp))
- ・厚生労働省子ども家庭局保育課  
([hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp))

注) また、報告の際は報告ファイル名と電子メールの件名を「都道府県名・指定都市名・中核市名と報告日」、メール本文に今回報告ファイルに記載した「施設種別」を明記してください。その他詳細は、別添「報告様式」作業要領を御参照ください。

（電子メール件名の例：「●●都道府県（●●市）6/6 新型コロナウイルス感染発生等に伴う休園状況について」）